

Q 会社の資金繰りが厳しいのですが、法的な手段 としては、自己破産しかないのでしょうか？

**A** 昔は中小企業にとって現実的な法的手段として は自己破産くらいしかありませんでした。中小企 業の再生のために民事再生法が制定されましたが、「倒産」というイメージがつくことは避けられません。また、裁判所に納める予納金が高額ですから、民事再生法を利用する企業は中小企業の中でも比較的規模の大きい企業に限られているのが現状です。個人事業なら負債総額が5000万円以下であれば個人民事再生という比較的簡便な手続があるのですが、法人は利用できません。

Q 規模の小さい企業でも再生できる何かよい方法はないのでしょうか？

**A** 最近注目されている手法に「第2会社方式」と呼ばれるものがあります。

Q 第2会社方式とは、どのような手法なのですか？

**A** 当初話題になっていたのは、会社（旧会社）の行う事業に優良部門と不採算部門とがある場合に、優良部門のみを新会社に移し、不採算部門は特別清算ないし破産するという手法です。

## コ ラ ム Q & A

苦 会  
し 社  
く の  
な 資  
な 金  
た 繰  
と り  
き が

Q その場合、旧会社の負債はどうなるのですか？

**A** それは、優良部門を新会社に移す際に、新会社が優良部門の企業価値に相当する対価を支払うかどうかによります。

Q どういう意味ですか？

**A** 優良部門を買ってくれるというスポンサーが現れた場合、そのスポンサーが新会社のオーナーになるわけですが、新会社が優良部門を買い取るに当たって、新会社は旧会社に優良部門の企業価値相当額の対価を支払います。その場合には、旧会社には優良部門の企業価値相当額の現金が入るわけですから、その現金を原資として、特別清算ないし破産手続により、旧会社の債権者への支払に充てるわけです。

Q でも、地方でごく小規模な事業を行っている会社だと、スポンサーなんてなかなか見つかりませんか？

**A** その場合にどうするかは、次回にお話ししましょう。